

平成30年9月14日
長野県司法書士会
長野県青年司法書士協議会

事業報告書

1 相談会名

「全国一斉子どものための養育費相談会」

2 開催日時

平成30年9月8日（土） 10:00～16:00

3 開催趣旨

現在、わが国では貧富の格差が拡大しており、生活保護受給者数は過去最多を更新しています。また、子どもの貧困に関する「子どもの貧困率」は13.9%、子どもがいる現役世帯のうち大人が1人の世帯の相対的貧困率は50.8%にも上っています（平成28年度国民生活基礎調査）。

実に、子どもの7人に1人が貧困状態、ひとり親世帯の2世帯に1世帯が貧困状態です。

さらに、離婚母子家庭において「養育費の取り決めをしている世帯」は42.9%に過ぎず、「養育費を現在も受給している世帯」は24.3%という大変低い数値となっており（平成28年度全国ひとり親世帯等調査より）このような養育費の状況が子どもの貧困を助長しているものと考えられます。なお、わが国では協議離婚が離婚の9割を占めますが、協議離婚の場合には養育費の取り決めをしなくても離婚できる制度となっていますし、取り決めがあったとしても、さまざまな要因で支払を受けられないという現状があります。

そこで、私たち司法書士は、子どもたちを貧困から救うには、養育費の支払や養育費の取り決めのために、積極的な法的支援をすべきと考えました。具体的には、養育費の取り決めのない場合には法的に有効な取り決めをできるように当事者を支援し、取り決めのある場合には支払を受けられるよう法的な支援をしていくことです。このような趣旨により、本相談会を実施します。今回の相談会を通じ、貧困に陥り困窮する子どもへの法的支援を行うとともに、貧困問題に関し、現場から声を拾い上げ、その声を行政や社会に届けていきたいと考えています。

4 相談件数

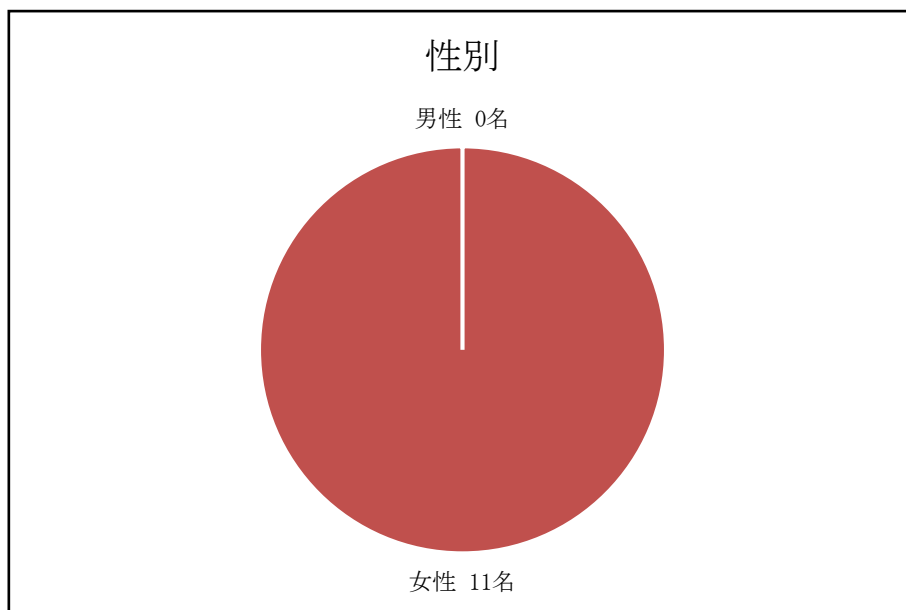
合計 11件

※11件の中には相談者自身ではなく他の人に関する相談も少数含まれていますが、以下の内訳は相談者によって行っています。

内訳

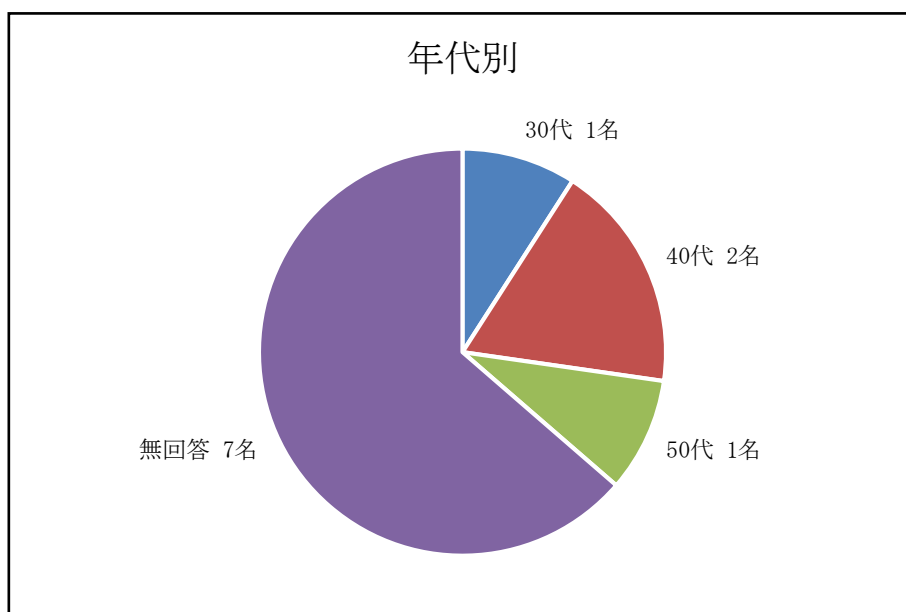
(1) 性別

男性 0名 女性 11名



(2) 年齢

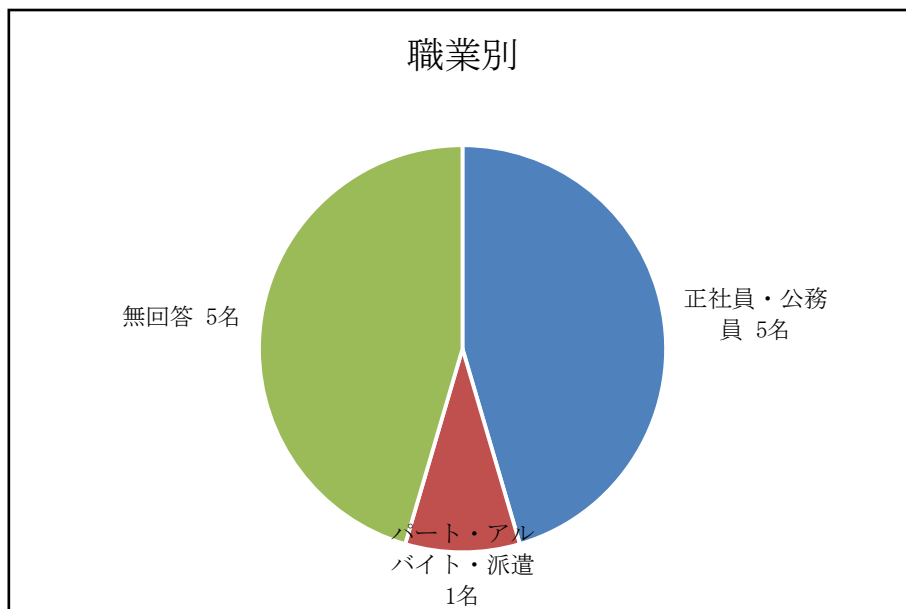
30代 1名 40代 2名 50代 1名 無回答 7名



(3) 職業

正社員・公務員 5名

パート・アルバイト・派遣 1名 無回答 5名



5 主な相談内容

- 取決めのおりに養育費が支払われない。
- 強制執行をするにはどうしたらいいか。
- 経済的な理由により養育費の減額を求められている。

など

6 実施した感想・コメント・今後の対応

長野県司法書士会と長野県青年司法書士協議会が行っている養育費に関する電話相談はこれで6回目になりますが、開催のたびに毎回多くの相談が寄せられており、今回も多くの相談が多く寄せられました。

今回は、公正証書や調停によって養育費の取決めをした当事者からの、不払いによる給与の差押えなど強制執行手続に関する相談が多く寄せられました。養育費は自分の愛すべき子どもの養育のための費用であるはずなのにこのような相談が多いという現実直面し、当事者が長期にわたって自主的に支払を継続できるような取決め的重要性を感じました。

他方、取決めのないまま別れてしまった方からの相談はありませんでした。しかし、上述3のとおり現実にはそのような方も多数いらっしゃるはずで、養育費は子どものためのものですので、このような方からのご相談もぜひお受けしたいところではあります。

今後もこの問題に積極的に取り組んでいきたいと思っております。

7 相談会の様子

